

平成 29 年度 「職員の給与改定等について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

平成 29 年 11 月 15 日から平成 29 年 12 月 27 日まで 3 回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
平成 29 年度 給与改定	人事院勧告に基づいた給与改定を行う。 給料表について、神奈川県 の改定給料表に準拠し改定 する。 勤勉手当について支給割 合を改定する。 一般の職員 1.70 月分→1.80 月分 再任用職員 0.80 月分→0.85 月分 特定任期付職員の給料表 及び期末手当の支給割合に ついて改定する。	平成 27 年度から実施した 給料表減額改定に係る平成 30 年 3 月 31 日までの現給保 障について、平成 26 年度に 実施した本市独自の給与構 造改革の結果を考慮し、延 長すべきである。	人事院勧告に基づいた給与 改定を行う。 給料表について、神奈川県 の改定給料表に準拠し改定 する。 勤勉手当について支給割 合を改定する。 一般の職員 1.70 月分→1.80 月分 再任用職員 0.80 月分→0.85 月分 特定任期付職員の給料表 及び期末手当の支給割合に ついて改定する。
昇任基準の 見直し	一般職について、4 級昇任 に必要な 3 級在級年数を最 長で 2 箇年短縮する。	民間企業等経験者で、既に 4 級に昇任した者について 号給調整等をすべきであ る。	一般職について、4 級昇任 に必要な 3 級在級年数を最 長で 2 箇年短縮する。 処遇改善について職員労 働組合等から市に申入れが あったときには、交渉を行 う。
任期付職員 制度の導入	地方公共団体の一般職の 任期付職員の採用に関する 法律(平成 14 年 5 月 29 日法 律第 48 号)第 4 条及び第 5 条に規定される任期付職員 の制度を導入する。 給料月額は 171,300 円とす る。	職の階層の複雑化は、職場 を混乱させる。 会計年度内任用職員制度 との整理が必要である。 担う仕事からすると給料 水準が低い。	地方公共団体の一般職の 任期付職員の採用に関する 法律(平成 14 年 5 月 29 日法 律第 48 号)第 4 条及び第 5 条に規定される任期付職員 の制度を導入する。 給料月額は 189,400 円とす る。 同職の配置は、再任用短時 間職員職の欠員対応及び長 期休業者への早期対応とす る。